

平成22年度第2回「農業及び農山村振興に係る第三者委員会」の審議の概要

1 日 時 平成23年3月23日(水) 13:30~15:00

2 場 所 和歌山県民文化会館 4階 407号会議室

3 内 容

(1) 審議事項1:事業の成果及び目標の達成状況について

『強い農業づくり交付金』

(果樹園芸課、畜産課、経営支援課)

(2) 審議事項2:平成23年度の事業実施計画について

(3) 審議事項3:評価期間が終了した施設整備に係る事業効果等の状況について

(4) その他

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各担当課から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

委員会として特に異議はなかった。

主な意見、質問は以下のとおり。

(1) 事業の成果及び目標の達成状況について

○大泉委員

日高川町では、認定農業者の育成目標は計画時が121名いたということですが、それに対して5年間で1名増やすということですね。また、農地利用集積の目標は0.1ha増やすということですね。この1名や0.1ha増加することとハウスの設置がどういう関係になっているのですか?

2点目に、日高川町と印南町のどちらもハウスの設置ですが、目標の数値が違いますよね。印南町では認定農業者が6名の増加、農地利用集積が6haの増加となっており、増加する上積みが違いますよね。各町の状況も違うと思いますがどうしてですか?

○大泉委員

鶏卵は飼料を差別化するというのですが、紀南の方では飼料に梅酢を混ぜた「梅たまご」が健康志向もあり成功していると思いますが、米ぬかの鶏卵は、現在どの程度取り組んでおり、また実績はあるのですか?

梅たまごは有名で市場を得ていると思いますが、こちらの「ライストリエノールの卵」はどの程度、消費者にアピールしているのですか?

☆畜産課

現在、昨年12月に入れ替えた2万羽を飼養中です。卵は流通しており、成分分析等も行っているところです。実際、実績は出ておらず、今後重点的に行っていくところです。

○大泉委員

ブランド名みたいなものは付けていないのですか？

☆畜産課

今までも組合自身でいろいろ取り組みされてまして、ミカンの果皮を飼料に混ぜた「ミカンたまご」や柿の果皮を飼料に混ぜた「柿たまご」などがあり、「梅たまご」の3種類を混ぜて売ったりと特殊な取り組みをされています。ただ、なかなか組合自身としては流通のメインが卸ですので、特殊な流通は直売中心になることや、卸では利ざやの部分で扱いして頂いても通常卵とあまり特色のない同じ値段になるということで、どうしても直売を中心としている中では難しいです。

しかし、「ライストリエノール」を与える鶏は、赤玉の鶏「ボリスブラウン」に変えております。また、構想中ですが、卵菓 Hasitama の前に余剰スペースあり、そこで卵の販売を増やしていきたいという考えがあります。

どうしても卸の部分の収益性の確保は一定条件の中では厳しいので、直売への転換、あるいは直営店での加工品の販売へシフトしているなかで、「ライストリエノール卵」をどういう形で売るかは試行錯誤中です。

○大泉委員

どうやって消費者にアピールしていくかは？

☆畜産課

内容成分について健康面での効能をアピールしてしまうと厚生労働省の関係で難しいところがあります。「梅たまご」についても、卵自身がどうであるというよりも、卵を産む鶏が梅酢を与えられることで健康になって、その健康な鶏が産む卵なので新鮮で健康であるという売り方です。幸いにも消費者のイメージがよいように働いているようで、そんな中「米ぬか卵」では難しいところもあります。ただ内容成分は「ライストリエノール」の卵の方が妊婦が必要とする栄養分である葉酸の含有量も多くアピールしやすいのですが、どうアピールをしていくかが今後の課題です。

☆経営支援課

日高川町川辺西部地区の1名増加について説明させていただきます。

認定農業者は計画時121名いましたが5年間の間に年齢が65才を超えると認定が切れてしまいますので、そのまま更新しなければ80名程度に減少してしまいます。認定農業者は新しく1名増えたのではなく、増える方はもっと沢山増えていますが、認定切れの方もおられ差し引きして1名増えている状況になっています。印南町は6名増となり、認定切れの方が若干少ないと捉まえて頂きたいと思っております。

農地利用集積の面積は、認定農業者が所有している農地、利用権設定している農地を積み上げた数字ですので、こちら先ほど説明させて頂いたとおり、人が入れ替わっております。その中で0.1ha増となりますが、全体を積み上げた中ではもっと大きな動きがあります。ただ、大泉委員がおっしゃるとおり3戸のミニトマト農家を支援することで、どれだけ認定農業者が増加することに貢献するかについては、認定農業者には経営改善計画を達成していくという目標があり、この3戸も認定農業者でありハウスを設置して改善計画を達成して頂いており、モデル的農家を育成することでひいては認定農業者も増加するという効果を期待しております。

ここには出てませんが、日高川町で設置した26aのハウスでの生産量、印南町での44a

の生産量は報告を頂いています。また、日高川町で目標 2,000 万円に対し昨年度 1,600 万円の売上げがあり、印南町では目標 3,100 万円に対し 2,400 万円の売上がありました。

事業を実施するうえでハウスを設置することでどれだけの収入を得るかなどの計画をたててますが、国への報告様式により委員に説明をさせて頂きましたので、項目がない状況となっていました。ハウスを建ったときの計画に対する販売を見ると、計画に近く頑張っている状況です。

○大泉委員

少し下回っているようですが？

☆経営支援課

目標はベストの状態である県のモデル経営指標を元に算出しますので、それに近い販売を頑張って頂いている状況です。

○大泉委員

JA 紀州中央について平成 22 年度の実績はどうなっていますか？

☆果樹園芸課

JA 紀州中央の平成 22 年度の実績概数を JA に確認しましたので報告させて頂きます。

がいなポートでの花の秀品率は 22 年度 90 %、達成率約 96 %で、野菜の減農薬栽培の率は 50 %、達成率 54 %です。また、豆箱詰機の秀品率は 90 %、達成率 184 %で、こだわり農産物の出荷割合は 100 %、達成率 100 %です。

○内藤委員長

今の説明の中で減農薬栽培というのは具体的にどのようなものですか？

☆果樹園芸課

例えば、農薬に変わる資材ということで黄色のテープを使用したり、あるいはフェロモンを使用するなどの環境保全型農業になります。

○内藤委員長

できた商品は表示があるのですか？

☆果樹園芸課

特にありません。エコファーマーの認定を受けての表示はありますが、有機農産物等の認証を受けるまでには至っていません。

○内藤委員長

50 %はどのように算出したのですか？

☆果樹園芸課

出荷場にトレーサビリティのシステムがありますので、農家が事前にいつ農薬をやったかパソコンを通じて登録しておかないと出荷の荷受けができないシステムになっています。

○内藤委員長

基本的には農薬を使わないのですか？

☆果樹園芸課

いいえ、回数を減らす減農薬です。

例えば、レタスであれば通常散布回数 7 回ですが、5 回以下にした場合こだわり農産物とし、6、7 回であれば通常の農産物としています。

○内藤委員長

農薬それぞれに回数や使用時期など基準がありますよね。それよりもさらに減らしているということですか？

☆果樹園芸課

いいえ。地域平均で殺虫剤や殺菌剤など1年間で7回を平均的にやるのを5回に減らすということです。ある農薬だけを減らすということではありません。

○内藤委員長

普及はしているのですか？消費者のニーズとしてあると思いますが、効果はあがっていますか？農薬は正しく使用すれば安全であり、基準値内であれば何年間か摂取しても大丈夫であるが、消費者の理解が得られない。このような形で推進するのはよいことです。今、よくスーパーで見るのは特殊栽培商品であるがこれも農薬を減らしているのですか？

☆果樹園芸課

そうですね。

○南出委員

収穫して出荷するどれぐらい前であれば許可をしているのですか？

☆果樹園芸課

農薬によって基準があり、10日前までしか使えない薬や極端には収穫前日まで使える薬もあります。それは農薬の分解速度で決められています。

○南出委員

それは守っているのですか？

☆果樹園芸課

はい。その基準を守りながら、年間の回数をさらに減らすことを実施しています。

○竹鼻委員

売るときに農薬を減らしたことを表示して販売しているのですか？

☆果樹園芸課

表示には有機JASや特別栽培農産物がありますが、この地区は有機JASまでは取っていません。有機JASは3年間無農薬・無化学肥料で認証され、販売できます。そこまですべて農薬使用等が地域の慣行の半分ということで特別栽培農産物として認証し、販売することがあります。

○南出委員

農薬を使わないと作れないんですよね？

☆果樹園芸課

そうです。農薬は基本的には基準を守れば安心ですが、なかなか消費者に理解得られにくい部分があります。

(2) 平成23年度の事業実施計画について

○谷委員

しみず交流施設は平成25年度の棚田サミットを考えていて、ここが中核会場となるのですか？

○経営支援課

ひとつの宿泊施設となります。ここだけで実施できる規模ではありませんが、ここが

メイン施設となります。清水地区には「あさぎり」という宿泊施設がありますが、施設自体が老朽化して、お風呂も使えない状況となっていました。そんな中、棚田サミットを開催することに併せて一体的に周辺を整備していくということです。

○谷委員

他にもあるのですか？

○経営支援課

少し上に上がった所にログハウスの直売所や隣に鉄筋コンクリートの紙すきを体験する施設がありますが、どちらも年数がたち老朽化しており、そのあたりを一体的に整備して施設を集めることを考えています。

○大泉委員

現在の施設を建て替えるのですか。それとも別に建てるのですか？

☆経営支援課

現在の施設を取り壊して新たに建てます。現在の両施設については耐用年数が経過しております。

○内藤委員長

最近の事業の要望は減っているのですか？

☆経営支援課

非破壊糖酸センサーのミカンの選果機へのレベルアップや豆の集出荷施設の要望はありますが、その他のハード事業はなかなかありません。

○内藤委員長

この間の大震災でどこでも大変であり、減額といった話がありますか？

☆市川農業生産局長

具体的にはまだ話は来ていませんが、減額される可能性があります。

○竹鼻委員

そうですが、嫌とは言えませんね。

○南出委員

総合交流促進施設の耐用年数は何年くらいですか？

清水の施設はどうですか？

☆経営支援課

施設により異なり、例えば鉄骨ですと31年です。物販施設は木造であり、鉄骨よりも短いです。しみずには「あさぎり」という宿泊施設がありますが、耐用年数が経過しており補助金の返還はありません。「あさぎり」のお風呂は漏水していて、水がためれないような状況になり使用禁止になっていました。隣に温泉施設があり宿泊者はそちらを使用していました。

○内藤委員長

低コスト耐候性ハウスは今後はないですか？

☆経営支援課

今年はJA紀州中央でリース温室約40aを実施しております。希望される農家には、ほぼいきわたったのではないかと考えております。

○内藤委員長

集出荷施設の機械は必ず時期が来たら更新が必要だと思いますが、生産量はどうなっていますか？5年を目標として生産量が減ってきたりしたときの兼ね合いは？

☆経営支援課

柑橘の集出荷施設では処理能力は大きく見ているわけではなく、現状維持ぐらいになっており、実際個選の農家を共選へ取り込み、全体的に出荷量を維持する計画になっています。本来、共選の組合員だけで考えますと5年もすれば農家は減ってきて、生産量は減少しますが、その部分は個選の農家を抱え込む計画です。個選の農家も自分で選別して箱詰めするのは大変ですので、共選に入りたい方もいらっしゃる中で、共選全体の生産量は維持していきます。

○内藤委員

圃場整備は出てこないんですか？

☆経営支援課

昔は構造改善事業等で圃場整備がありました。現在は公共事業の方でも、半島振興などいろいろな特殊要件で事業の下限面積が下がってきており、小規模の事業でも実施できるようになっております。基盤整備については、農業農村整備課の方が県費の上乗せもありますのでそちらの事業で対応している状況です。

昔は公共事業としては、国営事業があつて、県営事業、団体営事業があつて、そのどの規模にもあてはまらないような小規模なものを、非公共事業として構造改善事業等で実施していました。

現在、当課でも実施している農山漁村活性化プロジェクト支援交付金にて基盤整備が何か所か実施されておりますが、その窓口は農業農村整備課となっております。

参考にですが、低コスト耐候性ハウスにつきましては、平成15年から取り組んで県下で181棟、15.3haを施設整備しております。その前に平成7年ぐらいから鉄骨温室を構造改善事業で実施しておりますが、併せまして全部で約300棟、約28haを整備しております。ただどうしても農家負担が2分の1、10a当たり約750万円が必要となってきますのである程度力のある農家でなければ、それだけの金額を出して頑張っていけません。力のある農家には大体行き渡ったような感覚があります。

☆市川農業生産局長

現在は、低コスト耐候性ハウスよりパイプハウスへの要望があり、説明があつたように低コストハウスはある程度行き渡り、本当に農家が困っているのは簡易なパイプハウスが古くなってきているので、それを修復したりする補助金がほしいという要望があります。県としては国費では低コスト耐候性ハウスを整備して、パイプハウスについては自費で整備して下さいといった姿勢でしたが、これからはパイプハウスも対象に入れていくことも考えており、平成23年度より県単独事業で実施します。

○内藤委員長

既存施設をやり変えるのですか？新たな増産についてはどうですか？

☆果樹園芸課

場所を変えて実施する場合はあると思いますが、基本的には更新です。増産は少ないと思います。

☆市川農業生産局長

後継者の問題でも、自分が生きている間だけ使えればいいといった農家が増えていると聞きます。

○内藤委員長

今、問題になっているTPPでも様々な意見がありますが、和歌山県は農業県であり、狭い面積で集約農業をしており、認定農業者の育成も大事ですが、いかんせんやる人がいないと出来ないですよね。

(3) 評価期間が終了した施設整備に係る事業効果等の状況について

○谷委員

「経営構造対策事業の実施概要と成果」の冊子ですが、事業の総括で大変貴重な資料だと思います。作って終わりではなく、これを活用して各地元の小学校の総合学習などで「農業の成果」として活用するなど、少し難しいかもしれませんが、丁寧にもう少し分かりやすく説明頂いて、子供たちにこういう事業が実施されていることをぜひ分かってもらいたいと思います。沢山、印刷されていると思いますが、本棚へ入れて終わりではなく役立ててもらいたいと思います。

○大泉委員

産直の施設については、JAが実施する以外に、例えば、民間ベースで産直風のスーパーみたいなのが出来てますよね。小さな規模の産直があり、多様な形が出てきていますよね。

今後、農業の国費・県費を使用しての産直施設の拡大はもうないと考えますか？あるいはそういう施設の需要が増大してくると考えますか？

☆経営支援課

直売所は「めっけもん広場」が大成功するなかで、各JAも取り組みました。JAわかやまは支所単位で整備し、JAありだとJA紀南は自己資金で実施しました。その結果、現在は各JAが大規模直売施設をもっている状況です。持っていないのはJAみくまのだけとなります。

また、「よってって」とかいろんな民間ベースでやっていますので、今後そんな要望も出てくると思いますので、これからは大型店もうまく継続して行く必要があると考えます。

○竹鼻委員

JAがやっていると感じがあり、成功している一つの原因であると思いますが、そのへんの差別化は具体的にどうしているのですか？

☆経営支援課

確かに消費者からはJAということで安心でしょうが、民間が運営している産直も地元の希望する農家を集めてますので中身的に違いはないと考えてますが、民間は行政の方で売上げや安全・安心体制がどのように取られているか分かりませんが、個々の農家に対する指導は、行政も含めて農業関係者全員で徹底していきたいと思っております。

○内藤委員長

例えば、「めっけもん広場」の来客90万人ですが、県内と県外の割合は分かるのですか？

☆経営支援課

きっちり分けてはいませんが、土日ですと県外の方が多みたいですね。

○内藤委員長

「やっちゃん広場」は橋本ですよ。ここも大阪から来ている人が多いようですね。

○南出委員

奈良からも来られています。

○内藤委員長

やはり立地というか、場所によっても随分違うんですか？

☆経営支援課

J A紀南「紀菜柑」は白浜へ行く観光客のお客さんが多く、大型バスで乗り付けることもあると聞いています。「とれたて広場」ではなかなか県外の方が足を運びにくいと思いますが、地域の農家以外の方が買い物に来たりなど地域地域で特徴を出しながらしていると聞きます。農家が運営している直売所もありまして、有田の「どどん広場」は農事組合法人が、田辺の「きてら」についても農業法人の株式会社が運営しております。また、地域の中でも競合している部分も出てきており、例えば「きてら」では地域内で生産されたものしか販売しないなどの特色を出し、J A運営では提携J Aの商品を販売するなど差別化をしております。

○内藤委員長

例えば、「めっけもん広場」の販売実績は水産物や県外農産物も入っているのですか？

☆経営支援課

入っています。水産物はそんなになかったと思うのですが、提携J Aからの農産物は結構あるかと思います。

○南出委員

お花も業者のような方が買い付けてましたよ。

☆経営支援課

「めっけもん広場」はJ Aいわて花巻と提携しており、リンゴで7,000～8,000万円を売り上げていると聞いております。

○南出委員

和歌山の柑橘の生産も減少していくのではないですか？最近、高齢のため出荷も出来ないなので、放任するそうですよ。放任するとどうなるかと言えば、木が自然と枯れてしまい雑木林になるようで、ちょっともったいないですね。

☆市川農業生産局長

今、10年先の和歌山のミカン、柿、桃、梅のいわゆる4大果樹の計画を作っているところですが、面積を増やす計画はどれもなく、だいたい80～90%の計画で考えてます。

○南出委員

今の数字を落とさないようにするにはすごく難しいですね。生産しても、収穫に手が回らないとよく聞きます。

☆経営支援課

耕地そのものは減りませんが、人がどんどん減っていきますので、この計画の中でどれだけ効率的に今の担い手に農地を集約するのか。これから基盤整備はもちろん進めなければならぬんですけども、なかなか進まない。これまでも進んでこなかったのが、今後ともそんなに進むことはないかと。その様な中、生産量を維持しようと思えば今いる担い手に集約すること。しかし、傾斜地の中ではなかなか難しいのでそれをいかに

うまく組み合わせていくか。そういう方面で今、JAと流動化を推進していこうとしています。なかなか難しいです。特に果樹は1、2年放っておくと駄目になります。次の人にすぐに渡していかないと。田んぼでしたら1年ほっといても耕耘するとすぐに戻るのですが、木は戻りません。

最近、JAの方々が担い手や農地について何とかしなくてはと意識が高まっております。今後もしっかりと取り組んでいきたいと思えます。 終了 15:00

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

2. 評価事業
上 産地競争力の強化を目的とする取組川

(和歌山県 平成22年度)

市町村名	事業実施主体名	事業実施主体の具体的な内容①	事業実施後の状況①					成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②					事業内容	事業費(円)	負担区分(円)			完了年月日	事業実施主体の評価	市町村の評価	備考	
			計画時(平成17年)	1年後(平成19年)	2年後(平成20年)	3年後(平成21年)	目標値(平成26年)		達成率	計画達成率(%)	1年後(平成19年)	2年後(平成20年)	3年後(平成21年)			目標達成率(%)	達成率	交付金					都道府県費
印南町	みなべ農協	▼評価対象となる事業内容① 物小規模農業者の生産性向上 ▼事業実施地区においての労働時間削減	273hr/10a	248hr/10a	242hr/10a	235hr/10a	210hr/10a	60%	農業者の労働時間削減を目的とした事業実施	計画達成率(%)	1年後(平成19年)	2年後(平成20年)	3年後(平成21年)	目標達成率(%)	達成率	946,000	0	366,000	594,100	平成19年2月20日	例年の結果から、目標達成は可能と考えられる。	雇調に労働時間削減しており、評価対象に労働時間を達成すると思われる。	
みなべ町	みなべ農協	▼評価対象となる事業内容① 物小規模農業者の生産性向上 ▼事業実施地区においての労働時間削減	273hr/10a	248hr/10a	242hr/10a	235hr/10a	210hr/10a	65%	改組を実施する事で、密植園や不整形田を作業効率化で改善し、労働時間の削減された。	計画達成率(%)	1年後(平成19年)	2年後(平成20年)	3年後(平成21年)	目標達成率(%)	達成率	15,039,000	0	6,015,000	9,443,321	平成19年2月20日	連年の結果から、目標達成は可能と考えられる。	3年後に60%以上の達成率で、評価対象に目標を達成すると思われる。	
田辺市	農協同組合	▼評価対象となる事業内容① 物小規模農業者の生産性向上 ▼事業実施地区においての労働時間削減	274hr/10a	250hr/10a	247hr/10a	242hr/10a	210hr/10a	50%	改組を実施した事で、密植園等の作業効率化され、32時間の削減が図られた。	計画達成率(%)	1年後(平成19年)	2年後(平成20年)	3年後(平成21年)	目標達成率(%)	達成率	14,183,000	0	5,673,000	9,143,860	平成19年3月19日	今年度は改組による、せんだい・取寄の労働時間の削減を評価する。目標達成は可能と考えられる。	1021年で目標値に達し50%達成しており、評価対象に目標値を達成すると思われる。	

都道府県平均達成率 58.3%

各事業主体とも雇調に労働時間を削減している。今後は、低付高立などで密植・せん定方法の改善により、せん定・葉剤散布・収穫作業など益々の労働時間削減が図れ、評価年度には目標値を達成できる。

- (注) 1 別紙様式1号の2の1に準じて作成すること。
 2 要領第1の1の(2)のアの(ア)から(ウ)の場合にあつては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 4 「事業実施主体の評価」欄と、「高知府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみの所見を記入すること。
 5 「総合所見」欄については、評価年度全体の総合所見を記入すること。
 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で見られている成果目標部の達成率の平均値とする。

III 食品流通の合理化を目的とする取組用

(和歌山県 平成18年度)

成果目標II

成果目標I

市町村名	市場名	事業実施主体名	取組の分類	メニュー	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況					成果目標の具体的な内容	成果目標の具体的な実績	事業内容(施設区分、構造、規模等)	事業費(円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考
						計画時(平成△年)	1年後(平成□年)	2年後(平成◇年)	3年後(平成○年)	目標値(平成○年)					達成率	交付金	都道府県費	市町村費				
和歌山県 中央卸売市場 和歌山中央卸売市場	和歌山中央卸売市場	和歌山中央卸売市場	中央卸売市場施設整備	安全・安心な市流通	物品鮮度の保持	計画時(平成17年) 17.7%	1年後(平成18年) 16.9%	2年後(平成19年) 17.6%	3年後(平成20年) 22.5%	目標値(平成21年) 21.6%	159%			104,949,000	48,510,000	20,000,000	0	平成19年3月14日	物品鮮度の保持のため低温処理場は大いに役立った。	低温処理場による物品鮮度の保持のモデル的な取組として、県内		

和歌山県平均達成率	159%	総合所見	低温処理場導入による物品鮮度の保持のモデル的な取組として、県内市場への波及効果大きい。
-----------	------	------	---

- (注) 1 別紙様式1号の2のIIIに準じて作成すること。
 2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 4 「総合所見」欄については、評価年度の取組について、評価年度全体の総合所見を記入すること。
 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

1. 推進事業（全取組共通）

事業費（要覧欄）	5,721,118円（うち交付金 5,721,000円）	都道府県名	和歌山県
うち地域振興メニュー分	同（うち交付金 同）	事業実施年度	平成21年度
現状と課題（※計画地域等における現状を記すこと。）	水原の農業は、温暖な気候を活かした果樹栽培を中心とした。近年、花き等の果樹栽培が盛況してきた。しかし、農業従事者の高齢化が進む中で担い手の育成が急務であるとともに優良農地を確保するため担い手への集約が課題となっている。また、地域では農作物の鳥獣被害が大きな問題となっており、耕作放棄地の発生も懸念されている。県民生活の安定と農業の持続性向上を図るため、平成18年5月に導入された残留農薬等のポジティブリスト制に対応した農薬削減防止対策を講ずる必要がある。		
経営力の強化	課題を解決するための対応方針（※上記の課題を前提として記述すること。）		
経営力の強化	効率的かつ安定的な農業経営が地域農業生産の担い手育成を促すため、経営改善に向けた取り組みを推進し、経営改善の促進を図る。また、優良農地を確保し担い手への集約を図るため、農地利用集約手法の検証や関係機関との連携、関係機関との連携などを実施する。		
評価項目	取組名	事業実施後の状況	備考
担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成対策の推進	計画時（平成20年度） 3,612 経営（平成21年3月末） 3,750 経営（平成22年3月末） 3,710 経営（平成22年3月末）	成果目標の具体的な実績 作用増加数 137経営 達成率 137経営 / (3,710 - 3,612) 経営 × 100 = 141%
担い手への農地利用集約の推進	農地利用集約の推進	担い手への農地利用集約率の増加 4.2%増加	平成21年3月末 10,691ha 平成22年3月末 12,051ha ※集約率 = 集約対象者への集約面積 / 耕地面積 × 100 集約率の増加 33.9 - 29.7 = 4.2% 利用集約率の達成率 4.2 / 0.5 × 100 = 84.0%

○地域振興メニューの内容

事業実施地域	評価対象外地域数	評価対象外理由	総合所見
(ア) 3	(イ) 0	3	認定農業者数は目標を上回り、また集約対象者に対する農地利用集約率も地域により差はあるが、全体として目標を上回り、担い手への農地集約が進んだ。

(注) 1 別紙様式1号に準じて作成すること。

2 経営力の強化については、「成果目標の具体的な実績」の欄に、以下の政策目標ごとに掲げる計算方法により算出した実績を記載すること。

- (1) 「担い手の育成・確保」については、当該年度における認定農業者（成果目標）に対する当該年度の認定農業者の育成率を算出すること。（達成率 = 増加数 / 目標数 × 100）
- (2) 「担い手への農地利用集約の促進」については、直近年の集約対象者（集約対象者）とは、認定農業者及び其本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に達している農業者（認定農業者である者を除く）をいう。への利用集約率と、当該年度における利用集約率の目標数値を記載することにより、事後評価の検証を行うものとする。

利用集約率の達成率 = $\frac{\text{当該年度における利用集約率の増加実績}}{\text{当該年度における利用集約率の増加目標}} \times 100$

利用集約率 = 都道府県内の全耕地面積に占める集約対象者への利用集約面積

耕地面積（排地面積除く）

利用集約面積（集約対象者の自己所有地、借入地、農作業委託地の面積の合計）

農作業委託地の面積（自物別の集約面積の合計面積を当該年度の集約対象者の就農面積で除した面積（例：耕作にまいる、排地・代かき、田圃え、取巻の作業委託面積の合計面積を3で除して算出する。））

3 評価対象外地域数及びその理由欄については、大規模の外部要因により、評価対象と判断されたものについて記入すること。

4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。

(別紙様式2号別添)

別添1 都道府県内における推進事業取組実施状況総括表

(和歌山県 平成21年度)

政策目的	取組の分類 (又は政策目標)	具体的な取組内容	事業実施主体数	事業費 (円)				備考
				交付金	都道府県費	市町村費	その他	
経営力の強化	① 担い手の育成・確保	※各事業実施主体の取組の中で、主な取組を例示的に記入 農業の飛散防止対策、農業従事者および職員の安全使用を推進するため、技術検討会の開催や展示を装置した 農用地の利活用を推進するため、農地利用集積促進の検討会の開催や地域で問題となっている農作物鳥獣被害対策のための研修会の開催や展示の設置等	1	2,670,000	0	0	0	
	② 担い手への農地利用集積の促進		2	3,051,118	0	118	0	
合計	-			5,721,118	0	118	0	

(注) 別紙様式1号の別添1に準じて作成すること。

(別紙様式2号別添)
別添2 都道府県内における推進事業取組実施状況一覧表

政策目的	政策目標	市町村名(または地区名)	事業実施主体	取組名	計画策定時		事業実施後(目標年度)		事業費(円)	負担区分(円)				目標達成状況(B/A)	事業主体等による評価結果	都道府県による点検評価結果(所見)
					成果目標(人)	事業内容(計画)	成果目標に対する成果実績	事業実績		交付金	都道府県費	市町村費	その他			
経営力の強化	担い手の育成・確保	-	和歌山県	農業政策防 止普及活動 緊急支援	技術検討会の開催	技術検討会の開催 ・・・・4回 現地実証ほの設置 ・・・・2カ所 研修会の開催 ・・・・9回、148人 情報収集活動 ・・・・3回 等	出荷停止日数0 日	技術検討会の開催 ・・・・4回 現地実証ほの設置 ・・・・2カ所 研修会の開催 ・・・・9回、148人 情報収集活動 ・・・・3回 等	2,670,000	0	0	0	0	100%	-	目標を上回る担い手への認定農業者の育成がはかれた。また、農業のデジタルによる出荷停止はなかった。
					新技術活用 優良農地利 用高度化支 援	検討会の開催、 濃密な技術・経 営指導の実施	担い手への農地 集積面積400ha	担い手への農地 集積面積1,370h a	研修会の開催 ・・・・14回、570人 濃密な技術・経営指 導の実施 ・・・・14回、788人 等	2,862,000	0	0	0	0	840%	-
経営力の強化	担い手への農地 地利用集積の 促進	橋本市	橋本市	優良農地確 保支援対策 等	農地利用集積の ための検討会の 開催	農地利用集積の ための検討会の 開催	担い手への農地 集積率1%増加	農地利用集積の ための検討会の 開催	189,118	0	118	0	0	36%	耕作可能な放棄 地4筆(3,080 ㎡)を決定し、対 象の認定農業者 へ集積すること が決定した。	農地利用集積率 の増加が目標に 到達できなかつ たため、今後と も耕作放棄地・ 利用集積対策を 推進するよう指 揮していく。
					合計	-	-	-	-	-	5,721,118	0	118	0	0	-

(注) 1 別紙様式1号の別添2に準じて作成すること。
2 「都道府県による点検評価結果(所見)」には、都道府県としての事業実施主体ごとの目標達成状況に関する評価を記載するとともに、目標未達成の場合には改善措置の指導の有無を含めた今後の改善指導方針を記載する。
3 複数の項目を成果目標として掲げている場合、成果目標の達成率は、それぞれの項目の達成率の平均値とする。
4 成果目標として定性的なアウトカム目標を設定している事業実施主体については「目標達成状況(B/A)」欄は「-」とする。

平成22年度第2回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」

日時 平成23年 3月23日（水）13時30分～

場所 県民文化会館 4階 407会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨拶 農業生産局長

3 審議事項

(1) 事業の成果及び目標の達成状況について

『強い農業づくり交付金』

(果樹園芸課、畜産課、経営支援課)

(2) 平成23年度の事業実施計画について

(3) 評価期間が終了した施設整備に係る事業効果等の状況について

(4) その他

4 閉会

平成22年度第2回
「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」開催要領

1. 目的

「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」は、関係者以外で構成され、強い農業づくり交付金や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等で実施する各種国庫事業の計画内容や目標の達成状況、事業効果等を県から説明し、第三者（国民代表）の意見を聴取しながら透明性の確保と効率的かつ適正な執行を図る。

2. 開催日程

日時：平成23年3月23日（水）13：30～15：30

場所：県民文化会館 4階 407号室

3. 協議内容（知事が第三者委員会に諮るべき事項）

- (1) 翌年度の事業実施計画に関する事項
- (2) 事業地区別の各年度における成果についての評価
- (3) その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

4. 第2回第三者委員会の進め方

- (1) 本年度又は過年度に実施した事業について、当初計画で設定した目標数値の達成状況と成果について評価報告します。
- (2) 一昨年、委員からご提案のあった「評価期間が終了した事業」について、追跡調査結果等に基づき、代表的な整備施設等の資料を説明致します。
- (3) 平成23年度に実施予定の計画事業を説明します。

以上の事項を説明し、前回の現地調査等も踏まえて、今後の県の農業・農山村振興施策のあり方等について、第三者としてご意見やご助言を頂戴する予定です。

5. 参集範囲

第三者委員会委員

県農林水産部農業生産局長

経営構造コンダクター

事業担当課（果樹園芸課、畜産課、経営支援課）

「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」出席者名簿

日時：平成23年3月23日 13:30～

	所 属	役 職	氏 名	会 議
1	委 員	元県農林水産部次長	内藤 宗次	○
2	委 員	和歌山大学経済学部教授	大泉 英次	○
3	委 員	時事通信社和歌山支局長	竹鼻 幹房	○
4	委 員	県くらしの研究会顧問	南出 初代	○
5	委 員	和歌山社会経済研究所 主任研究員	谷 奈々	○

	所 属	役 職	氏 名	会 議
6	農林水産部農業生産局	局 長	市川 昌平	○
7	農業生産局経営支援課	課 長	鎌塚 拓夫	○
8	農業生産局果樹園芸課	総括課長補佐	角谷 博史	○
9	〃	主 任	初山 守	○
10	農業生産局畜産課	主 査	門阪 好則	○
11	和歌山県農業会議	経営構造コンダクター	岡山 等	○
12	農業生産局経営支援課(事務局)	構造改善班長	野畑 昭弘	○
13	〃	主 任	津田 昌紀	○
14	〃	主 査	森 敏紀	○
15	〃	技 師	中谷奈津美	○

平成22年度第2回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」

座 席 表

○	○	○	○	○
竹鼻委員	大泉委員	内藤委員	南出委員	谷委員

○	○	○	○	○
門阪主査	角谷補佐	市川局長	鎌塚課長	司会 野畑班長

○	○	○	○	○
岡山コンダクター	初山主任	津田主任	森主査	中谷技師

農業及び農山村の振興に係る
第三者委員会について
(設置根拠及び目的)

農業及び農山村の振興に係る第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業及び農山村の振興のために実施される国庫補助事業の透明性を確保するとともに効率的かつ適正な執行を確保するため、農林水産部内に農業及び農山村振興に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 第三者委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、県その他の関係団体に属する者以外の者から知事が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員の任期は、1年間とする。

5 委員は再任されることができる。

(委員長)

第3条 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、第三者委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 知事は、当該事業に係る次条に掲げる事項について、第三者委員会に諮り、その意見を聴くものとする。

(諮問事項)

第5条 知事が第三者委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。

(1) 翌年度の事業実施計画に関する事項

(2) 当該年度の事業の執行状況

(3) 事業地区別の各年度における成果についての評価

(4) 事業の実施に関する意見、苦情等

(5) その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部農業生産局経営支援課において処理する。

(費用弁償)

第7条 委員に支給する費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）別表第1の規定によるその他の職員に支給する旅費相当額とする。

(報酬)

第8条 報酬の額は、日額6,000円とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- (1) 産地競争力の強化
- (2) 経営力の強化
- (3) 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

(1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

1)～第7 〔省略〕

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

(ア)計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

(イ)計画主体は、(ア)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。

(ウ)(イ)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。

(エ)農林水産大臣は、(イ)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 改善計画

(オ)1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

(カ)計画主体は、(オ)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。

(キ)～(ク) 〔省略〕

2) 交付金の適正な執行の確保

3 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

経営体育成交付金実施要綱

第1～第4（省略）

第5 事業の評価

マスタープランに定められた目標年度の成果目標等の達成状況について、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

- 1 計画主体は、経営局長が別に定めるところにより、目標年度におけるマスタープランに定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、この結果を踏まえ、必要に応じ計画主体等に対して指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標等の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業評価を行った計画主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告を取りまとめ、公表するものとする。

第6～第7（省略）

第8 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることにかんがみ、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、指導監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

以下、省略

国庫交付金を活用した各事業の成果

及び目標の達成状況について

(H22年度を目標年度とする事業分)

平成22年度第2回「第三者委員会」評価対象事業一覧

(強い農業づくり交付金)

事業実施年度	政策目的	政策目標	取組名	市町村名	事業実施主体名	事業内容	目標値	目標年度	報告年度	事業担当課	ソフト・ハードの別
H18	経営	担い手の育成・確保	経営構造対策	日高川町	日高川町温室組合	低コスト耐候性ハウス 3棟、2,622.4㎡ ミニトマト	認定農業者数122戸 担い手への農地利用 集積面積212.1ha	H22	H23	経営支援課	ハード
H20	経営	担い手の育成・確保	経営構造対策	印南町	切目ミニトマト施設組合	低コスト耐候性ハウス 5棟、4,416㎡ ミニトマト	認定農業者数70戸 担い手への農地利用 集積面積75.9ha	H22	H23	経営支援課	ハード
H20	産地競争力の強化	品質向上	花き・野菜	御坊市	JA紀州中央	花き・野菜集出荷施設 1棟、8,351.5㎡ 花き定温庫 144㎡ 野菜予冷庫 125㎡他	花き:秀品割合93.2% 野菜:こだわり農産物 出荷割合92.5%	H22	H23	果樹園芸課	ハード
H20	産地競争力の強化	品質向上	野菜(ウスイントウ)	日高川町	JA紀州中央	豆秤量箱詰機 1.8t/h処理×2ライン	秀品割合50% こだわり農産物出荷 割合100%	H22	H23	果樹園芸課	ハード
H16	生産性の向上	生産性の向上	食肉等流通体制整備(鶏卵)	橋本市	橋本市養鶏農業協同組合	洗卵選別機一式 5万卵/時	生産量22.4t/日	H22	H23	畜産課	ハード

経営構造対策事業認定地区の目標達成状況

認定年度	市町村名	地区名	目標名	計画時	目標達成プログラム					目標の達成状況	施設等の利用状況及び担い手の受益割合					計画目標	達成状況												
					(上段：計画)		中段：実績		下段：達成率)		施設名	利用状況等	年度別利用状況等																
1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目								
18	日高川町	川辺西部地区	認定農業者の育成(人)	121	121	121	121	121	122	○	利用計画に対する利用状況 (ha) (低コスト型兼営ハウス)									0.2622	0.2622	0.2622	0.2622	0.2622	0.2622	0.2622	○		
			担い手への農地利用集積 (ha)	212	212	212	212	212	212.1	○	担い手の受益割合	3	3	3	3	3	3	3	3									○	
			家族経営協定の締結(件)	34	34	35	36	37	38	○																			
20	印南町	切目	認定農業者の育成(人)	64	64	68	71	71	71	○	利用計画に対する利用状況 (ha) (低コスト型兼営ハウス)										0.4416	0.4416	0.4416	0.4416	0.4416	0.4416	○		
			担い手への農地利用集積 (ha)	69.9	71.9	73.9	75.9	75.9	75.9	○																			
			家族経営協定の締結(件)	19	20	21	22	22	22	○																			

注1：実績数値は、2月末時点での3月末の実績見込み数値。

注2：目標達成プログラムで示した目標達成については、100%達成の場合に○を記載しています。

注3：施設の利用状況では計画利用量の70%以上の利用実績があれば○、また、施設運営の収支状況では収支計画に対して収支実績が80%以上を達成した場合に○を記載しています。

2. 整備事業

(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用)

(和歌山県 平成20年度)

市町村名 (または 地区名)	事業実施 主体名	政策目的	取組の分 類	作物等の 区分 (対象作 物・畜産 等名)	政策目標	成果目標 の具体的 内容	事業実施後の状況					負担区分 (円)				事業費 (千円)	完成年月 月	備考	
							計画時 (平成18 年)	1年後 (平成20 年)	2年後 (平成21 年)	3年後 (平成22 年)	目標値 (平成22 年)	達成率	交付金	市町村費	その他				
御坊市 (御坊・ 川辺地 区)	J.A.紀州中 央	産地競争 力の向上	集出荷結 核	花き 野菜	品質向上	秀品率の 向上	秀品 (100点以上/ 上座120点) 率の 増加	73.6%	-	84.6%	90.0%	93.2%	96.0%	665,205	0	0	731,726	H21.6.25 繰越	
日高町 (御坊・ 川辺地 区)	J.A.紀州中 央	産地競争 力の向上	集出荷結 核	ウスイエ ンドウ	品質向上	秀品率の 向上	秀品率・白すそ の選別による出荷 原価の向上	33.1%	100.0%	96.7%	90.0%	50.0%	180.0%	25,750	0	0	28,325	H21.2.24	

(注) 1 別紙様式1等の2-1に準じて作成すること。

2 表額第1の(2)の(ア)及び(イ)場合には、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。

3 別紙として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

2. 数値事業
(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用)

(和歌山県 平成22年度)

市町村名 (又は 地区名)	事業実施 主体名	取組目的	取組の分類	作物等 の区分 (野菜・ 作物・ 畜産等 名)	政策目標 の具体的 内容	事業実施後の状況							事業費 (千円)	負担区分 (円)			完了年月日	備考	
						計画期 (平成18年)	1年後 (平成17年)	2年後 (平成18年)	3年後 (平成19年)	4年後 (平成20年) (延至1年目)	5年後 (平成21年) (延至2年目)	6年後 (平成22年) (延至3年目)		目標値 (平成19年)	達成率	交付金			都道 府県 費
橋本市	橋本市農 産物協同 組合	生産性の 向上	食料等流通 体制整備 (鶏卵)	鶏卵類	生産性の 向上	15.0%/日	15.6%/日	15.3%/日	14.8%/日	14.0%/日	13.9%/日	22.4%/日 (平成19年)	62.1%	35,900	0	5,385	66,415	平成18年3月6日	

(注) 1 別添様式1号の2-1に準じて作成すること。

2 要領第1の(2)の(ア)及び(イ)適合にあつては、事業実施後の状況を追加し、記入すること。

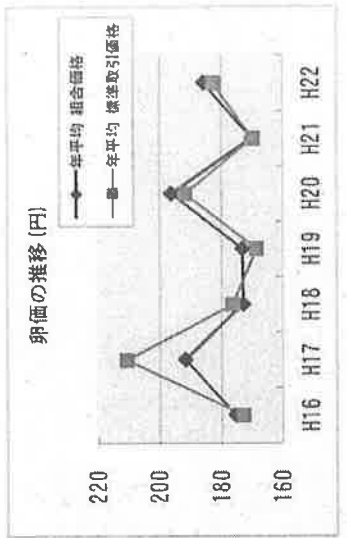
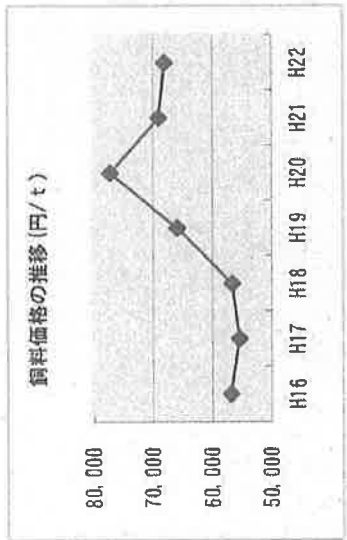
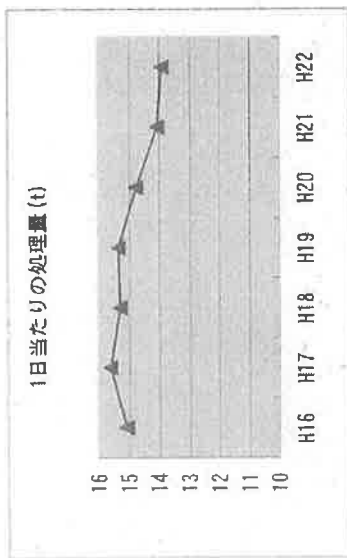
3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

成果目標の具体的な実績

1. 現状

平成18年から飼料価格の高止まりによる生産コストの増加と卵価の低下の影響により、利益の向上が図れないことから、計画的な飼養羽数の増羽が厳しく、目標とする1日当たりの鶏卵処理量が未達成となっている。

また、平成22年度からは、鶏卵の需給調整対策として、成鶏の入れ替え時の空舎期間を延長する「成鶏更新緊急支援事業」が実施されており、当組合においても本事業へ取り組みを行っているため、鶏卵の生産量が低下している。
しかし、「成鶏更新緊急支援事業」が引き続き実施されることで、飼養羽数の増加は難しい状況にあるものの、卵価は回復傾向にある。



2. 今後の取り組み

計画に沿った増羽による売上の増加については、現在の状況では、厳しいものがあるため、卵自身の付加価値を高めることによる売上の増加を図るため、GPセンターの機能を十分活用し、消費書ニーズに対応したパッケージング(4個入り、6個入りパックなど)を行うとともに、特殊卵(ライストリエノール入り卵等)の生産にも積極的に取り組んでいる。

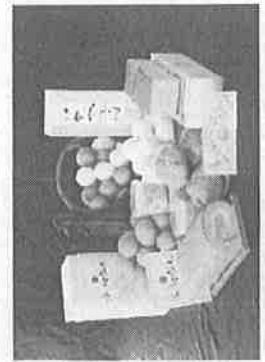
また、加工品の製造にも取り組み、現在、「ロールケーキ」や「プリン」、「カステラ」などを、組合直営店での販売を行っており、今後、さらなる新商品の開発に取り組むこととしている。

①オリジナル飼料(ライストリエノール)による特殊卵の生産

ライストリエノールを飼料に添加することによりコファエロール(ビタミンEの成分)の含有量が通常卵の6倍(ライストリエノールは、築野食品(株)が米ぬかから製造し、養鶏研究所で添加飼料の給与試験を実施)

②パティエとの協働により、ロールケーキ、プリン、シュークリーム、カステラの加工品を開発し、洋菓子店「卵菓Hashitama」を11月25日にOPEN

・カステラは九度山町の柿加工グループ「柿娘グループ」が製造した柿あめを使用
・加工品の開発により6名の新規雇用が生まれた



資料3

平成23年度実施予定の事業計画について

国庫事業の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	国費	県費
強い農業づくり交付金	0	0	0
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	1,986,752	951,036	0
経営体育成交付金	741,300	336,947	
合計	2,728,052	1,287,983	0

平成23年度ハード事業の実施計画について

【担当課：経営支援課】

【継続地区】

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H23事業費 (千円)		備考	
						国費	県費		
農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	伊都広域(備本市・かつらぎ町・九度山町・高野町)	J A 紀北 かわかみ	かつらぎ中央総合集出荷施設 ○集出荷施設 (H22~H23) 選果棟建屋 (H22) 鉄骨造平屋一部2階建 1棟 20,000㎡ 桃・柿選果施設 (H23) 桃30.5t/日、柿225t/日処理 脱皮施設 (H23) 柿25t/室 27室 ○農家レストラン (H23) レストラン建屋 350㎡	1,778,254 【22繰越】	846,787 【22繰越】	0	【H23事業の概要】 ○かつらぎ町内の5地区の集出荷施設の統合集出荷施設の新設 ・精選センター式柿・桃選果機 ・予冷・脱皮機能を備えた整備 ・GIS情報処理機他 ○農家レストランの新設 (地域食材供給施設の整備)
農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	清水地区 (有田川町)	有田川町	しみず交流施設整備 ○実施設計 (H22) ○総合交流促進施設建築工事 (H23) (宿泊棟) 2階建て 1棟 383㎡ (体験棟) 1棟 252㎡ (作業棟) 1棟 120㎡ ○総合交流促進施設建築工事 (H24) (飲食・物販棟) 1棟 460㎡	208,498	104,249	0	【H23事業の概要】 ○総合交流促進施設の整備 既存体験学習施設等の統合整備を行うことと、都市と農村地域の交流を促進することとで、交流人口の増加を目指し、農村地域の活性化を図る。
合	計					208,498	104,249	0	

【新規地区】

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考	
						国費	県費		
担い手の育成・選果効率の向上	担い手の育成・選果効率の向上	経営体育交代付金	有田市	J A ありだ	J A ありだ「ありだ共選」柑橘集出荷施設整備 ○柑橘選果施設 (H23) 柑橘選果機 137.5t/日処理 12条一式	741,300	336,947	0	【H23事業の概要】 JAありだの選果施設に、高品位なカラーグレーダー・非破壊糖酸センサー式選果機を導入することにより、高品質で安全・安心な果実を連年出荷できる体制を充実させる。
合	計					741,300	336,947	0	

資料4

評価期間が終了した施設に係る利用状況等について

- 国庫交付金で整備された農産物直売所の実績について
- 評価期間が終了した事業の実績について

農業構造改善事業及び経営構造対策事業等で設置した農産物直売施設の概要及び販売実績について

平成23年3月末見込み

名称	めっけもん広場 平成11年度	どんとん広場 平成12年度	徳栄さくらのみ 平成13年度	ほんまもふよるさと産地直売所 平成19年度	やっちゃん広場 平成15年度	とれたて広場 平成18年度
事業名	地域農業基盤強化農産物直売施設改修事業	地域農業基盤強化農産物直売施設改修事業	経営体育成緊急支援事業	経営体育成緊急支援事業	アグリチャレンジャー支援事業	経営構造対策事業
総事業費(千円)	178,500千円	153,000千円	130,000千円	45,780千円	178,500千円	178,678千円
国庫補助金	85,000千円	76,500千円	65,000千円	21,800千円	85,000千円	85,085千円
県補助金	7,650千円	6,885千円	0千円	0千円	6,800千円	6,806千円
事業主体	J.A.紀の里	有田川町(旧吉備町)	岩出市(旧岩出町)	J.A.みなべいなみ	J.A.紀北かわかみ	J.A.ながみね
管理主体	J.A.紀の里	農事組合法人 吉備農産物販売	(J.A.岩出)	J.A.みなべいなみ	J.A.紀北かわかみ	J.A.ながみね
参加農家数	1454	700	334	84	1186	619
設置場所	紀の川市豊田56-3	有田郡有田川町庄1003-2	岩出市押川37-1	日高郡みなべ町東吉田274-1	橿本市岸上宇岸振522-1	海南市重徳418-15
施設仕様	鉄骨平屋建 1,350㎡	鉄骨平屋建 445.16㎡	鉄骨2F建 600㎡	鉄骨平屋建 175㎡	鉄骨平屋一部2F建 926.5㎡	鉄骨平屋建 967㎡
売場面積	890㎡	205㎡	155㎡	84㎡	585㎡	600㎡
営業開始年月日	平成12年11月	平成13年5月	平成15年4月	平成15年2月	平成15年10月	平成18年10月
営業時間	9:00~17:00	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~18:00	9:00~17:00(18:00)	9:00~17:00
定休日	火曜日、お盆、正月	年中無休(但し、1月1~4日は除く)	火曜日、お盆、正月	年中無休(但し、正月は除く)	水曜日	水曜日
連絡先	TEL 0736-78-3715	TEL 0737-52-6661	TEL 0736-69-0210	TEL 0739-72-1191	TEL 0736-33-2500	TEL 073-487-0900
URL	https://www.kinosato.co.jp/01_mokkoman/	https://www.dondonchiba.com/	https://www.kinokuniya.co.jp/road/road01.html http://www.kinokuniya.co.jp/road/road01.html	http://www.honmami.co.jp/road/road01.html	http://www.ja-ri-ri.com/	http://www.laminate.co.jp/naamine/ce-state/index.htm

販売実績(直近7年)	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15
売上高(千円)	2,780,718千円(122)	2,699,168千円(118)	2,646,518千円(116)	2,529,984千円(111)	2,507,602千円(110)	2,355,249千円(103)	2,416,275千円(106)	2,281,657千円(100)
客数(人)	356,000人(123)	348,000人(120)	335,000人(116)	325,000人(112)	321,000人(111)	293,000人(101)	287,000人(99)	289,000人(100)
客単価(円)	7810	7750	7890	7780	7810	8140	8240	7890
販売実績(直近7年)	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15
売上高(千円)	1,120,729千円(415)	1,090,979千円(404)	1,123,064千円(416)	1,117,950千円(414)	1,102,761千円(408)	934,071千円(346)	804,444千円(298)	270,183千円(100)
客数(人)	512,846人(208)	526,917人(306)	526,442人(306)	538,197人(313)	536,456人(312)	484,420人(282)	441,551人(257)	172,055人(100)
客単価(円)	2185	2080	2110	2080	2110	2110	2110	1560

*販売実績・客数実績は概算値。()数値はそれぞれ初年度及び6年前を100とした指数。
資料：経営支援課による聞き取り調査

うめの生育不良対策について《日高・西牟婁地域》

事業内容

- 1. 事業目的**
 うめ生育不良の産地対策として、改植更新及び土壌改良等樹勢回復事業を実施し、国費・県費により支援（平成 12～22 年度実施）。
- 2. 採択基準等**
 - ・うめ生育不良が発生している地域。
 - ・1 園地の最小単位は地続きでおおむね 2 アール以上。
 - ・事業主体は J A。
- 3. 改植事業（国費）の補助内容**
内 容：生育不良による枯死樹及び重症樹に対し、改植に伴う伐採や植栽に係る作業労賃と投入資材の費用を補助
補助率：国費 50%、市町村、J A がそれぞれ 10～20%。
 （国費は H12～16 年度は「生産総合対策事業」、H17～22 年度は「強い農業づくり交付金」を活用）
- 4. 土壌改良による樹勢回復事業（県費）の補助内容**
内 容：生育不良による軽症・中症樹に対し、土壌改良に伴う資材費を補助。
補助率：県費 50%、市町村、J A がそれぞれ 10～20% 補助。

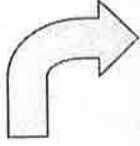
5. 事業実績（平成 12～21 年度累計）

	面積 (ha)	事業費	国と県の補助金
改 植	359	800,942,680 円	(国庫) 392,680,000 円
土壌改良	1,482	975,314,751 円	(県費) 449,624,000 円
計	1,841	1,776,257,431 円	

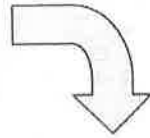
* 今までに、日高・西牟婁地域のうめ栽培面積（約 5,000ha）のうち、37% で実施済み。



生育不良樹

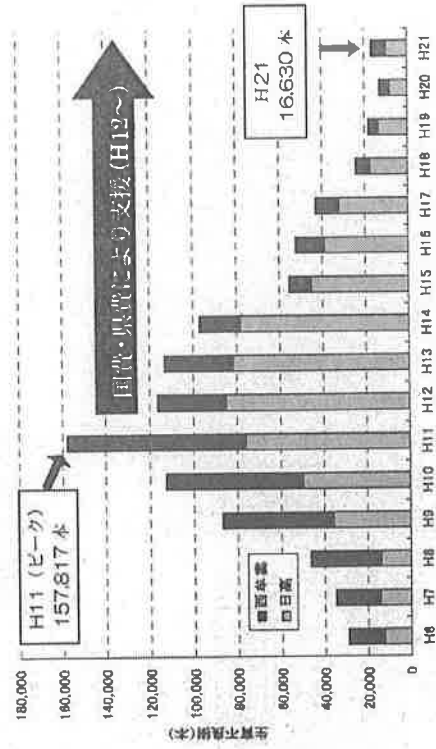


改植



改植樹

日高・西牟婁地域のうめ生育不良発生本数



事業実施以降、生育不良発生本数は減少！